

答申第199号
平成30年12月27日

神戸市長
久元喜造様

神戸市情報公開審査会
会長 窪田 充見

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について
(答 申)

平成30年6月29日付神行総総第725号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「特定法人からの提供文書等」の非公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

処分庁が非公開とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

- (1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、「神戸市都市計画総局市街地整備部市街地整備課担当課長よりの神戸市第 969 号平成 25 年 8 月 29 日に関する書類，資料のすべて 例えは平成 25 年 7 月の総合法律事務所からの提案書，平成 25 年 7 月 9 日神戸三宮駅・臨海地域の閣議決定の内容，〇〇建て替えに関する神戸市の計画書，有限会社□□の上記に関する神戸市とのやりとりのすべての書類，資料」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 市長（以下「処分庁」という。）は，本件請求に対して，「平成 25 年 7 月 9 日神戸三宮駅・臨海地域の閣議決定の内容」「〇〇建て替えに関する神戸市の計画書」については，公文書を保有していないことによる非公開決定を行った。
また，上記以外については，「神戸市市第 969 号（平成 25 年 8 月 29 日付）」を特定のうえ，条例第 10 条第 2 号アに該当するとして非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- (3) これに対し請求人は，条例第 10 条第 2 号アに該当するとして非公開とされた本件決定の取消しを求めて，審査請求を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を，平成 30 年 2 月 5 日受付の審査請求書，4 月 9 日受付の求釈明書，5 月 8 日及び 6 月 7 日受付の反論書，11 月 1 日受付の意見書，11 月 13 日受付の上申書，11 月 13 日の審査会における口頭意見陳述から要約すれば，概ね以下のとおりである。

- (1) 本件決定に記載された公開をしない理由は，条例第 10 条第 2 号アの文言をそのまま記載したに過ぎず，理由不備の違法がある。そのため，有限会社□□（以下「当該法人」という。）のいかなる利益をどのように害しているかも不明である。
- (2) 平成 25 年 7 月及び同年 8 月 29 日時点において，当該法人は△△（以下「本件商業ビル」という。）について何ら関係を有しない。よって，当該法人は何ら利益を有しないのであって，正当な利益を害することはない。
- (3) 当該法人は，本件公文書を A 地方裁判所他へ提出，公開しており，神戸市が当該法人に賛同しているが如く，自己に都合の良い様に利用しているのであるから，本件公文書は既に非公開文書ではなく，非公開文書として制限することは矛盾してい

る。神戸市の権威を利用して他人を妨害しており、行政の公平のためにも、処分庁は公開すべきである。

- (4) 請求人は本件商業ビルの区分所有者であり、事業活動の結果は請求人自身に帰属するものであるため、当然に当該法人は請求人の承諾を得て事業活動をすべきである。したがって、当該法人が提案する事業運営の方針や経営戦略等、経営ノウハウが所有者にとって有益かどうかを知る権利があり、これを所有者に知らせるのは処分庁の義務である。

しかるに、本件公文書を公開すると計画案を提出した当該法人が事業活動を進める上で支障があることから非公開とした判断は、事業立案者を所有者と誤って判断しており、処分庁の判断能力は疑わしい。一般的な公文書公開請求とは異なり、当事者が当事者の自己の利害に関係するために請求しているものであるから、処分庁には当事者に知らせる義務がある。

- (5) 本件請求は、特定の者に対する権利の保護のために要請されており、一般公開ではなく特定の権利者に対する事前承認を必要とする普通の要請である。この特定承継人の権利を侵害する発想や工夫は、無断で他人の権利を侵害することとなる。この行為を助成することは、行政も一体的に侵害行為を助成したことになるのは明らかである。よって、特定の権利者である本人の要請を阻止した上で無関係の第三者を支援する行政の正当な理由はなく、差別的権利の侵害行為となるので、特定承継人である請求人に対しては、公文書の公開の必要と義務があると解するので、再度本件公文書の全部を公開することを要請する。

4 処分庁の主張

処分庁の主張を、平成 30 年 2 月 27 日、4 月 20 日、5 月 24 日受付の弁明書、10 月 19 日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 処分庁が非公開とした文書には、事業者としての事業運営の方針や経営戦略等、経営ノウハウが反映されており、これらの情報が公開された場合、非公開文書に記載された事業者が事業活動を進める上で支障を生じるおそれがあることから、「公にすることにより、当該法人の正当な利益を害すると認められるもの」に該当すると判断した。
- (2) 請求人は、当該法人は本件商業ビルについて何ら関係も有しない、と主張するが、両者の関係の有無を判断するまでもなく、(1) で述べたとおり利益を害すると認められる。
- (3) 請求人は「理由不備の違法」があると主張するが、処分庁は平成 27 年 9 月から平成 29 年 7 月に複数回にわたり、請求人から非公開文書を提示され、その内容に関する問合せを受けており、請求人が非公開文書を所持している事実を把握していた。そこで、処分庁は本件非公開決定通知書記載の非公開理由を示せば、請求人が所持する非公開文書とあわせて、非公開文書が公開されれば非公開文書に記載された事業者が事業活動を進める上で支障が生じるおそれがあり、条例第 10 条第 2 号

アに該当する旨を把握することができると判断し、本件処分通知書のとおり理由付記を行ったものであり、本件処分は適法である。

- (4) 請求人は、処分庁が非公開とした文書は、当該法人が裁判所へ提出・公開したことにより非公開文書でなくなったと主張するが、仮に当該文書と同趣旨の内容の文書が裁判所に提出、公開されていたとしても、条例第 10 条各号の非公開事由該当性に影響を与えることはない。

5 審査会の判断

(1) 争点について

本件審査請求における争点に関し、請求人より提出された審査請求書、求釈明書、反論書、意見書、上申書及び審査会において実施した口頭意見陳述の内容から判断すると、請求人は「神都市市第 969 号（平成 25 年 8 月 29 日付）」（以下「対象文書 1」という。）及び当該文書作成の契機となった当該法人から処分庁宛に提出された事業提案に関する文書、特定の法律事務所からの提案書（以下「対象文書 2」という。）の公開を求めていることが認められる。

したがって、本件争点は、処分庁が非公開とした対象文書 1 及び対象文書 2 の条例第 10 条第 2 号アの該当性についてである。以下において検討するにあたっては、時系列的に整理するため、まず対象文書 2 を、次に対象文書 1 を検討することとする。

(2) 対象文書 2 の条例第 10 条第 2 号アの該当性について

条例第 10 条第 2 号アの規定では、「法人その他の団体（国並びに地方公共団体及び市が設立した地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって」、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」について、公開しないことができる旨規定している。

処分庁によれば、対象文書 2 には、当該法人の事業者としての事業運営の方針や経営戦略等、経営ノウハウが記載されており、これらの情報が公開された場合、当該法人が事業活動を進める上で支障が生じるおそれがあることから、条例第 10 条第 2 号アに該当するとしている。

一方、請求人によれば、請求人は本件商業ビルの物件所有者であるから、当該法人が提案する事業運営の方針や経営戦略等、経営ノウハウが所有者にとって有益かどうかを知る権利を保護するために公開されるべきであり、一般的な公文書公開請求とは異なり、当事者が当事者の自己の利害に関係するために請求しており、処分庁には当事者に知らせる義務があると主張する。

情報公開制度においては、請求者が誰であるのかを問わず、一律に非公開情報に該当するかを判断することとしている。そうすると、請求人が主張するような特定の権利者であることをもって、一般的な公文書公開請求と相違する対応が許容されるものではなく、公開請求者のいかんによって公開・非公開の範囲が左右されるも

のではない。

審査会が見分したところ、対象文書2の記載内容には、当該法人における事業運営上の対応方針案、法的な検討及びそれらに関する質問事項が含まれていることが認められる。これらの情報は、当該法人における今後の取り組みに関する計画段階の情報であり、事業運営上の秘密としての性質を有しているものと思われる。

したがって、このような情報を公にすれば、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害することが認められるため、対象文書2を条例第10条第2号アに該当するとして非公開とした決定は妥当である。

(3) 対象文書1の条例第10条第2号アの該当性について

処分庁によれば、対象文書1は、処分庁が当該法人宛に送付した文書であるが、当該法人の事業者としての事業運営の方針や経営戦略等、経営ノウハウが反映されており、これらの情報が公開された場合、当該法人が事業活動を進める上で支障が生じるおそれがあることから、条例第10条第2号アに該当するとしている。

一方、請求人によれば、当該法人は対象文書1を裁判所に証拠書類として提出しており、当該法人自身が非公開の権利を放棄して自ら公にしているのであるから、少なくとも当事者・利害関係人である請求人に公開しなくてはならないとしている。

請求人の反論書に添付された資料に基づけば、対象文書1は、当該法人がA地方裁判所に対して清算人選任の申立てを行った際に、その添付書類として同裁判所に提出した文書であることが認められる。清算人選任の手続は非訟事件であり、記録の閲覧等は、非訟事件手続法第32条の規定により、当事者又は利害関係を疎明した第三者に限定されているため、広く公開されることを前提としていない。

また、請求人の求釈明の記載内容に基づけば、当該法人が対象文書1をB地方裁判所に提出した際には、書証として提出したというのであるから、対象文書1は民事訴訟手続において提出されたものといえる。しかしながら、訴訟記録については、「民事訴訟法第91条第1項の規定があるからといって、直ちに情報公開制度上において公文書の公開が当然に導き出されるものではなく、訴訟記録は条例第10条各号の原則公開の例外規定である非公開事由に照らして、公開・非公開の判断をすべきものといえる。」(神戸市情報公開審査会答申第134号)

審査会が見分したところ、対象文書1は当該法人が処分庁に宛てた文書に対する処分庁からの回答書であり、その記載内容には当該法人の今後の予定に対する処分庁としての現状認識と課題、今後の見通しに関する見解が記載されている。

また、対象文書1及び対象文書2は往復文書であることから、当該法人の事業運営上のやりとりが行われていることは明らかであり、その取り扱いについては上記(2)で判断した対象文書2と一体で取り扱うことが相当といえる。

したがって、対象文書1を公にすれば、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するものと認められるため、対象文書1を条例第10条第2号アに該当するとして非公開とした決定は妥当である。

なお、処分庁は、本件決定に際して、対象文書1及び対象文書2を文書特定のう

え理由を付して非公開決定しており、審査会もそれを前提に判断しているため結論を左右するものではないが、本件決定通知書において対象となる公文書名は「神戸市市第969号（平成25年8月29日付）」と記載されており、特定した往復文書について共に記載すべきであるところ、対象文書の内容を明示する方法としては適当でない。処分庁においては、今後同様のことがないよう適切な対応が望まれる。

(4) 理由付記について

公開請求に係る公文書の全部又は一部を非公開とする場合は、条例第13条第3項の規定に基づき、その旨を書面によって通知するときに、理由を付記しなければならない。公開することができない理由の提示の程度については、単に条例上の根拠条項を示すだけでは足りず、請求者が非公開の理由を十分に認識しうるものであることが必要であり、また、非公開とした情報の内容が明らかにならない限度において、どのような種類の情報が記録されているかも併せて提示しなければならないこととされている。

処分庁は、本件決定における非公開理由を「神戸市情報公開条例第10条第2号ア 公にすることにより、当該法人の正当な利益を害すると認められるものに該当するため」としている。この非公開理由は、たしかに条文からの引用を示したものに過ぎないが、請求人の主張を踏まえても、本件においては公にすることにより当該法人の正当な利益を害する法人情報に該当することが明らかであり、請求人において非公開理由を推認できるものである。

(5) 請求人のその余の主張について

請求人は、本件決定に関する審査請求以外に、本件商業ビルの敷地所有権持分等に関する主張を行い、処分庁に対し当該事案に関する見解等を求めるとしているが、当審査会の審査に属する事項でないため、検討しない。

(6) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成30年2月5日	—	* 審査請求人から審査請求書を受理
平成30年2月27日	—	* 処分庁から弁明書を受理
平成30年4月9日	—	* 審査請求人から求釈明書を受理
平成30年4月20日	—	* 処分庁から弁明書を受理
平成30年5月8日	—	* 審査請求人から反論書を受理
平成30年5月24日	—	* 処分庁から弁明書を受理
平成30年6月7日	—	* 審査請求人から反論書を受理
平成30年6月22日	—	* 処分庁から上申書を受理
平成30年7月2日	—	* 諮問書を受理
平成30年10月19日	第318回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成30年11月1日	—	* 審査請求人から意見書を受理
平成30年11月13日	—	* 審査請求人から上申書を受理
平成30年11月13日	第319回審査会	* 審査請求人から意見陳述 * 審議
平成30年12月11日	第320回審査会	* 審議